

## 高槻ライフケア協会の原点（それは設立趣意書にある）

「歴史とは、現在そして未来のためにある。」

### 1. 設立趣意書とはどんなものか？

- ・設立する団体の目的の詳細、実施する事業や組織の概要を書きあらわしたもの
- ・言い換れば、「なぜ私たちは、高槻ライフケア協会に集まつたのか？」という問い合わせに答えるもの、そして、仕事や事業を遂行する際、悩み、迷つたときに初心に立ち返るところ。
- ・当法人の場合、1991年5月14日高槻市立障害福祉センターの会議室で8人の発起人が集まり、設立発起人会が開催された。その際、確認された設立趣意書こそが法人の原点

注：設立趣意書の障がい者は、介護を必要とする高齢者など何らかの社会的支援を必要とする人たちを含む

### 2. 設立趣意書の要旨

#### （1）‘90年代初頭の障がい者が置かれている状況認識

- ① 障がい者に対する一般市民の偏見や人権侵害の存在
- ② 外出したいが外出を支援する人の圧倒的な不足  
→10年、20年と家に閉じこもっている人もいる
- ③ 道路には段差、駅には階段→障がい者の外出を拒むバリアだらけの町の構造
- ④ 障害のある子どもの育児・教育・日々の生活及び将来に対する家族の悩み
- ⑤ 子供の世話を追われ年老いていく親や家族の疲弊と不安
- ⑥ これらの問題を解決するはずの公的な福祉制度の貧弱さ
  - ・公的なホームヘルパー派遣サービスは、時間や内容に制限がある
  - 障がい者の要望の高い外出支援は、視覚障がい者以外は利用不可、利用者が潜在的には2,600名いるのに現状では28世帯に週1-2回の派遣のみ
  - ・日々の困りごと相談の行政窓口に行くとたらいまわしにあう

#### （2）上記の問題解決の取り組み

- ① 利用者と団体との対等な契約に基づくケアワーカーの派遣事業の実施（会員制を基本）  
→利用料金1時間900円、夜間1時間1,200円、入浴含む時プラス300円のちに利用券方式
- ② ケアワーカー養成講座による専門的な知識とスキルを持つケアワーカーの養成
- ③ ケアワーカー、利用者双方の面接、サービスのマッチング、調整、他機関との連携を担うコーディネーターの配置、必要に応じて弁護士や精神科医が相談にのる
- ④ ハンディのある方の社会参加や権利擁護を促進するための市民活動と啓発活動  
→公的介護保障実現のためのシンポジウム、一般市民向けの高齢者や自閉症者支援講座、障がい者と市民とのかかわり作り「ボランティア・ナイトスクール」、障がい者の余暇活動「リズム体操教室」、阪神大震災被災者支援（炊き出し）、重度重複障がい者支援「映画と公演の集い」等々

### 3. 趣意書とその後の取り組みのポイント

- ① 障がい者などハンディキャップのある方への差別・偏見の解消  
→愚直に啓発活動に取り組んだ社会運動の側面を持った団体（初代代表は車椅子障がい者）
- ② 実際にケアワーカーを派遣→障がい者の社会参加の実現、介護保険より10年早くボランティアではなく事業として福祉サービスを提供
- ③ 専門の知識とスキルを持ったケアワーカーを養成し、ヘルパー派遣を事業化したこと⇒当てにならないボランティアではなく、給与を払うことで継続してヘルパーを派遣できるようにし、障がい者や高齢者の安定した在宅生活を実現しようとしたこと。  
→10年後に実施された介護保険制度のホームヘルパー養成研修と遜色がない研修内容

（当法人は、ケアワーカー派遣事業と啓発活動を通じて「社会を変える」ことを目指して生れた団体。）